(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化を図り、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅における耐震改修工事等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大井町補助金等交付規則(平成15年大井町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 耐震診断技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規 定する建築士であって、神奈川県木造住宅耐震実務講習会を修了した者をいう。
 - (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(国土交通省住宅局監修 一般 財団法人日本建築防災協会発行)」に基づいて、耐震診断技術者が行う木造住 宅の耐震性の診断をいう。
 - (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、評点が1.0未満の木造住宅が、改修工事 後の耐震診断の結果、評点が1.0以上となる工事をいう。
 - (4)耐震改修工事等 耐震改修工事、耐震改修後を想定した耐震診断、工事設計、工事積算、工事監理その他耐震改修に必要なものをいう。

(対象建築物)

- 第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反している建築物は除く。
 - (1)昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた建築物で、一戸建住宅 (2世帯住宅及び併用住宅を含む)であるもの。ただし、昭和56年6月1日 以降に増築されたもので、増築に係る部分の床面積の合計が昭和56年5月3 1日における延べ面積の2分の1を超えるものは除く。
 - (2) 地上2階建以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法のものは除く。
 - (3) 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造建築物 (補助対象者)
- 第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の対象建築物を町民自らが町内に所有し、かつその所有者又は所有者の家族が居住している者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除く。
 - (1) 町税等を滞納している者
 - (2) この要綱において、既に補助金の交付を受けたことがある者
 - (3) その他町長が特に不適当と認める者 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、1件につき次に掲げる額の合計額とする。
- (1) 耐震改修工事等に要する費用の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるもの

とする。

- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する 所得税額の特別控除の額
- 2 補助金の交付にあたっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第 1号の額を交付するものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。 (交付の決定)
- 第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を 決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式) により申請者に通知するものとする。

(耐震改修工事等の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助対象者」という。) は、速やかに耐震改修工事等に着手するものとする。

(交付申請の変更及び取消)

第10条 補助対象者は、交付申請の変更及び取消をする場合は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請変更・取消申請書(第3号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付申請の変更及び取消の決定)

- 第11条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を 決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付変更・取消決定通知書(第4号様式) により申請者に通知するものとする。
- 2 補助対象者が、虚偽又は不正な手段により補助金の決定を受けたこと、もしくは、この要綱に違反することが判明したときは、町長は、前項により、交付決定を取り消しすることができる。

(中間状況報告等)

第12条 町長は、耐震改修工事等において必要があると認めるときは、補助対象者から報告を求め、又はその工事現場に立ち入り、工事状況等を確認することができる。

(完了実績報告)

第13条 補助対象者は、耐震改修工事等の終了後、速やかに木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(第5号様式)に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の完了実績の報告を受け、その内容が適正であると認めた ときは、交付すべき補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付確 定通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。 (補助金の請求等)

- 第15条 前条の確定通知書を受けた補助対象者は、速やかに木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返環)

第16条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正な手段により補助金 の交付を受けたとき、又は、この要綱に違反することが認められたときは、当該 補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(実施細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。